

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2002-501647(P2002-501647A)

【公表日】平成14年1月15日(2002.1.15)

【出願番号】特願平11-503183

【国際特許分類第7版】

G 07 B 17/00

【F I】

G 07 B 17/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月10日(2005.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 年 17.6.10 日

特許庁長官 小川 洋 殿



1. 事件の表示 平成 11 年特許願第 503183 号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 ピットニイ ポウズ インコーポレイテッド



3. 代理人

住 所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号
電話 (代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正により増加する請求項の数 3

6. 補正対象書類名 明細書

7. 補正対象項目名 明細書及び請求の範囲

8. 補正の内容

1. 請求の範囲を別紙の通り訂正する。
2. 明細書第1頁 10~11行に記載の“(代理人文書番号 E-731, E-733, E-734, E-735, E-736)”を、「W098/57306号、W098/57305号、W098/57303号、W098/57460号、W098/57304号」と訂正する。
3. 明細書第5頁6行に記載の“第5,454,083号”を、「第5,454,038号」と訂正する。
4. 明細書第7頁9行に記載の“ゆうびん流斤”を、「郵便料金」と訂正する。
5. 明細書第9頁14~15行に記載の“1995年10月23日出願で本発明の譲受人に譲受けられた米国特許出願第08/553812号”を、「本発明の譲受人に譲受けられた米国特許第5,812,666号」と訂正する。
6. 明細書第9頁28~29行に記載の“番号〔代理人番号E-735〕”を、「W098/57303号」と訂正する。
7. 明細書第10頁3~4行に記載の“1996年12月31日出願で本発明の譲受人に譲受けられた米国特許出願第08/775,818号”を、「米国特許第5,943,658号」と訂正する。
8. 明細書第12頁17行に記載の“出願第08/553,812号”を、「第5,812,666号」と訂正する。

請求の範囲

1. 郵便物上の郵便料金を証明する方法において、

データセンターで、郵便物に関する郵便物の受取人住所情報を含む郵便情報を受け取り、

前記郵便物のために、前記受取人住所情報に基づき前記郵便物のための暗号化した情報を含むデジタルトークンを生成し、

前記デジタルトークンと前記郵便情報とを含む取引記録を生成し、

前記取引記録に署名し、

前記データセンターで前記取引記録をデータベースに記憶し、

前記取引記録を使用して、付加価値サービスを実行する、

ステップを備えることを特徴とする方法。

2. 郵便料金価額を分配するシステムにおいて、

ネットワーク経由で遠隔プロセッサーに通信可能に結合したデータセンターを備え、ユーザーが、遠隔プロセッサーに結合したプリンターにより印刷する郵便料金価額を分配する要求を、遠隔プロセッサー経由でデータセンターに開始し、前記データセンターは、

前記ユーザーに対応するユーザ一口座情報とメータ一口座情報を含むデータ記録を記憶する記憶装置と、

前記記憶装置に結合した第1暗号化モジュールであって、前記ユーザ一口座に含まれる、前記ユーザーを認証するために使用されるユーザー認証鍵を復号する第1鍵を含む該第1暗号化モジュールと、

前記記憶装置に結合した第2暗号化モジュールとを備え、前記第2暗号化モジュールは、前記メータ一口座に含まれる、デジタルトークンを発生するため使用されるトークン鍵を復号するための第2の鍵を含み、前記第2暗号化モジュールは、更に、前記デジタルトークンを発生することに対応する、前記記憶装置に記憶された前記取引記録に署名するのに使用する第3の鍵を含み、

前記データセンターは、前記デジタルトークンを前記ネットワーク経由で前記遠隔プロセッサーに送ることを特徴とするシステム。

3. 前記データセンターは、更に、

前記記憶装置に結合した第3暗号化モジュールを備え、前記第3暗号化モジュールは、前記記憶装置に記憶されたユーザー取引記録に署名するのに使用する第4の鍵を含む請求の範囲第2項に記載したシステム。

4. 前記第1、第2、第3、第4の鍵は、同一である請求の範囲第2項に記載したシステム。

5. 前記データセンターは、前記第1、第2、第3の鍵を管理する鍵管理システムを備える請求の範囲第2項に記載したシステム。

6. 前記ネットワークはインターネットである請求の範囲第2項に記載したシステム。

7. 郵便料金証明取引を実施する方法であって、

データセンターで、遠隔のコンピュータから郵便料金証明のための郵便利用者に関する情報を含む要求を受取り、

前記データセンターに記憶された前記郵便利用者に対応する第1の記録を、前記データセンターの第1暗号化モジュールに提供し、前記第1暗号化モジュールは、第1の鍵を使用して、前記第1の記録に含まれる、前記郵便利用者を認証するため使用されるユーザー認証鍵を復号し、

前記データセンターで、第2の記録を第1暗号化モジュールに提供し、前記第2暗号化モジュールは、第2の鍵を使用して前記第2の記録に含まれるトークン鍵を復号し、前記第2暗号化モジュールは、前記トークン鍵を使用して、デジタルトークンを発生し、前記第2暗号化モジュールは、更に前記デジタルトークンを発生することに対応する取引記録を発生し、

第3の鍵を使用して、前記取引記録に署名し、

前記データセンターで、署名した前記取引記録を記憶し、

前記遠隔コンピュータに、郵便物上の郵便料金の証明として含まれるように前記デジタルトークンを送るステップを備えることを特徴とする方法。

8. ユーザーが前記データセンターにアクセスする都度、ユーザー取引記録を発生し、

前記ユーザー取引記録を第4の鍵で署名し、

前記データセンターで、署名した前記ユーザー取引記録を記憶する請求の範

囲第 7 項に記載した方法。

9. 次の取引が要求されたとき、前記ユーザー取引記録を検証する請求の範囲第 8 項に記載した方法。

10. 前記郵便利用者に、オンライン料金、特別郵便サービス、住所の浄化、郵便コード付けサービスのうち少なくとも 1 つを含む付加価値サービスを提供する請求の範囲第 7 項に記載した方法。

11. 前記データセンターで処理される全ての郵便取引のオンライン追跡を提供することを含む請求の範囲第 7 項に記載した方法。